函館市漁業就業体験事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業への就業促進を図るため、函館市漁業就業体験 事業実施要綱に定める体験事業(以下「体験事業」という。)に係る助成金 (以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。 (助成対象者)

第2条 助成金の対象者は、本市での漁業就業に関心があり、体験事業を受講する者(以下「助成対象者」という。)とする。

(対象経費)

- 第3条 助成金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、 助成対象者が体験事業を受講するのに要した経費のうち、次の各号に掲げ る経費とし、当該各号に定める費用を助成する。
 - (1) 交通費 助成対象者の居住地から函館市までの間の移動に必要な公共 交通機関を経済的かつ合理的な経路および方法により利用したと認め られる費用 (タクシーを利用したものを除く。)
 - (2) 宿泊費 助成対象者が体験事業を受講した期間中に利用した宿泊施設の費用(食事代を除く。)

(助成金の額および交付の回数)

- 第4条 助成金の額は、対象経費の合計額とし、その額は次の各号に掲げる額を超えないものとする。
 - (1) 交通費 50,000円
 - (2) 宿泊費 1泊につき10,000円
- 2 助成金の交付は、1人1回限りとする。

(助成金の交付の申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者は、体験事業が終了した日の属する月の翌月末日までに、助成金交付申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 公共交通機関または宿泊先等への支払を証する書類
 - (2) 振込先の分かる通帳等の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、助成金の交付の適否を決定するものとする。
- 2 市長は、助成金を交付することと決定したときは助成金交付決定通知書 (別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 助成金は、助成金を交付することを決定した日の属する月の翌月末日までに交付するものとする。

(不支給)

- 第7条 市長は、次の各号に該当すると認められた場合は、助成金を交付しないこととし、助成金否交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。
 - (1) 助成対象者が、申込み時に指定した体験期間に満たない期間で体験を 終了した場合。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合 は、この限りでない。
 - (2) 助成対象者が、正当な理由なく受入漁業者の指示に従わなかったとき、または助成対象者としてふさわしくない言動等が認められたとき
 - (3) 助成対象者が、虚偽の申請を行ったことが発覚した場合 (助成金の返還)
- 第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が申請書類等への虚偽の記載また は不正の行為があると認められたときは、助成の決定を取消し、助成金の 全部または一部を返還させることができる。ただし、市長が特に認めた場 合は、この限りでない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第5条関係)

年度助成金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 住所 氏名

助成事業の名称 函館市漁業就業体験事業

上記の助成事業に関し、助成金の交付を受けたいので、函館市漁業就業体験事業助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

5 助成金交付申請額 〇〇〇〇〇円

内訳 交通費:○○○○円

宿泊費:〇〇〇〇円

別記第2号様式(第6条関係)

年度助成金交付決定通知書

函 農 水 年 月 日

様

函館市長

助成事業の名称 函館市漁業就業体験事業

年 月 日付けで申請のあった上記の助成事業に係る助成金の交付については、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市漁業就業体験事業助成金交付要綱第6条第2項の規定により通知する。

記

助成金交付決定額

円

別記第3号様式(第7条関係)

年度助成金否交付決定通知書

函 農 水年 月 日

様

函館市長

助成事業の名称 函館市漁業就業体験事業

年 月 日付けで申請のあった上記の助成事業に係る助成金の交付については、内容審査の結果、次の理由により助成金を交付しないことと決定したので、函館市漁業就業体験事業助成金交付要綱第7条の規定により通知する。

(理 由)